（システム研究部の所掌業務）
第二十五条　システム研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　船舶のシステム化に関すること。
二　水中武器のシステム化に関すること。
三　掃海器材のシステム化に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（航走技術研究部の所掌業務）
第二十六条　航走技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　船舶、水中武器及び掃海器材の要素技術であって船体、雷体及び缶体に関すること。
二　船舶の要素技術であってぎ装に関すること。
三　水中武器及び掃海器材の推進装置に関すること。
四　船舶用機器に関すること。
五　前各号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（探知技術研究部の所掌業務）
第二十七条　探知技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　水中武器の要素技術に関すること（航走技術研究部の所掌に属するものを除く。）。
二　掃海器材の要素技術に関すること（航走技術研究部の所掌に属するものを除く。）。
三　音響器材に関すること。
四　磁気器材に関すること。
五　前各号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（支所）
第二十八条　艦艇装備研究所に、支所を置く。
2　支所は、名称を川崎支所とし、川崎市に置く。
3　支所は、磁気器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。
4　支所に、支所長を置く。

第四節　電子装備研究所

第二十九条　電子装備研究所は、東京都世田谷区に置く。
（所長）
第三十条　電子装備研究所に、所長を置く。
2　所長は、電子装備研究所の業務を掌理する。
（研究企画官）
第三十一条　電子装備研究所に、研究企画官一人を置く。
2　研究企画官は、命を受けて、電子装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。
（電子装備研究所に置く部）
第三十二条　電子装備研究所に、総務課のほか、次の三部を置く。
情報通信研究部
センサ研究部
電子対処研究部
（総務課の所掌事務）
第三十三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　機密に関すること。
二　所長の官印及び研究所印の保管に関すること。
三　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　職員の人事、教養及び給与に関すること。
五　職員の福利厚生に関すること。
六　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
七　行政財産の管理並びに物品の取得及び管理に関すること。
八　秘密の保全に関すること。
九　所内の事務の総括に関すること。
十　前各号に掲げるもののほか、電子装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しないこと。
（情報通信研究部の所掌業務）
第三十四条　情報通信研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。
一　電子計算機に関すること。
二　通信器材に関すること（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。
三　電気器材に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（センサ研究部の所掌業務）
第三十五条　センサ研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　電波器材に関すること（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。
二　光波器材に関すること（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。
三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（電子対処研究部の所掌業務）
第三十六条　電子対処研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　通信器材の電子対処に関すること。
二　電波器材の電子対処に関すること。
三　光波器材の電子対処に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。
（支所）
第三十七条　電子装備研究所に、支所を置く。
2　支所は、名称を飯岡支所とし、旭市に置く。
3　支所は、電波器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。
4　支所に、支所長を置く。

第五節　先進技術推進センター

（先進技術推進センターの位置）
第三十八条　先進技術推進センターは、東京都世田谷区に置く。
（所長）
第三十九条　先進技術推進センターに、所長を置く。
2　所長は、先進技術推進センターの業務を掌理する。
（総括研究管理官）
第四十条　先進技術推進センターに、総括研究管理官一人を置く。
2　総括研究管理官は、命を受けて、先進技術推進センターの所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。